

大阪市地域防災計画の修正概要

(主な修正項目)

風水害等対策編に関する修正

災害想定（洪水予報河川の河川氾濫）の追加による修正

洪水予報河川に関する避難計画にかかる修正（避難の基本方針、避難勧告基準、避難勧告対象区域）

地下街等の避難確保計画にかかる修正

東南海・南海地震防災対策推進計画に関する修正

津波に関する避難計画等にかかる修正（津波避難の基本方針、津波に関する避難勧告対象区域、津波に関する避難場所）

その他の修正

災害ボランティアに関する計画の修正（ボランティアの活動拠点について明確化、災害ボランティアの所管を明確化）

風水害等対策編に関する修正

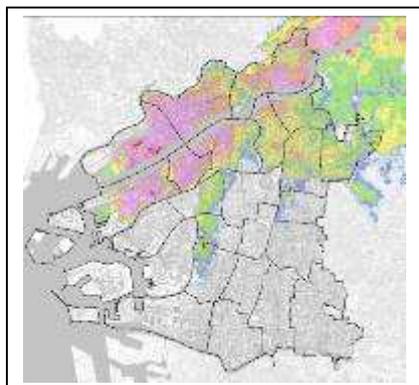
災害想定（洪水予報河川の河川氾濫）の追加による修正

(主な修正)

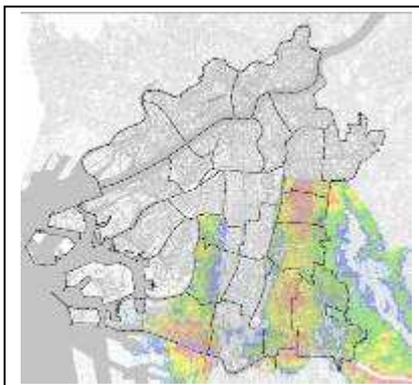
河川氾濫の災害想定として、淀川、大和川、神崎川、安威川、寝屋川流域の浸水想定区域図を掲載。

(第1部総則、3災害の想定)

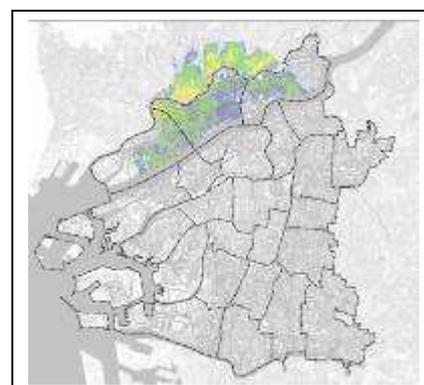
(淀川)



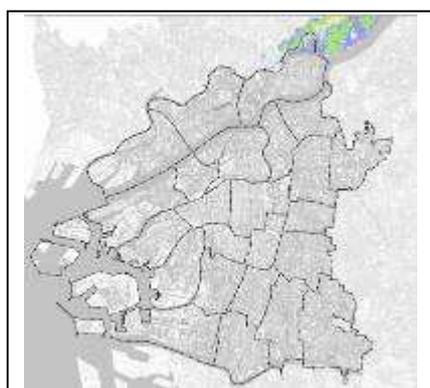
(大和川)



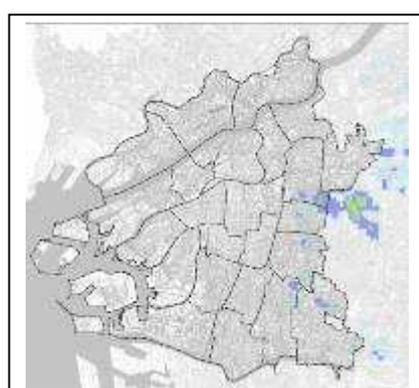
(神崎川)



(安威川)



(寝屋川流域：寝屋川、第二寝屋川、平野川、平野川分水路)



浸水の深さ

| | |
|------------|------------|
| □ 0.1m未満 | □ 2.0~3.0m |
| □ 0.1~0.5m | □ 3.0~4.0m |
| □ 0.5~1.0m | □ 4.0~5.5m |
| □ 1.0~2.0m | □ 5.5~6.0m |

洪水予報河川に関する避難計画にかかる修正

(主な修正)

洪水予報河川における避難計画を追加

- ・浸水想定区域における避難の基本方針を記述。

浸水想定区域内の3階建て以上の堅牢な建物（非木造）の居住者は、自らの居住する建物の3階以上に避難する。（ただし、3階まで浸水する場合は、非浸水階に避難。）

浸水想定区域内の1・2階建て・木造建物の居住者は、収容避難所の非浸水階層に避難する。

収容避難所へ避難できない者は、付近の3階建て以上の堅牢な建物（非木造）の3階以上へ避難する。（ただし、3階まで浸水する場合は、非浸水階に避難。）

- ・避難勧告基準について、「避難準備情報」を新たに設けるとともに、避難に関する各種情報の発令基準を、河川ごとに設定し明確化。

淀川、大和川、神崎川、安威川

| 発令内容 | 発令基準 |
|--------|--------------------------------------------|
| 避難準備情報 | 洪水予報における観測基準点の水位が、警戒水位を超え、さらに上昇する見込みとなったとき |
| 避難勧告 | 洪水予報における観測基準点の水位が、危険水位に達する見込みとなったとき |
| 避難指示 | 堤防が決壊した場合、又は破堤につながるような大量の漏水や亀裂が発見されたとき |

寝屋川、第二寝屋川、平野川、平野川分水路

| 発令内容 | 発令基準 |
|--------|----------------------------------------|
| 避難準備情報 | 洪水予報における観測基準点の水位が、危険水位に達する見込みとなったとき |
| 避難勧告 | 洪水予報における観測基準点の水位が、既往最高水位に達する見込みとなったとき |
| 避難指示 | 堤防が決壊した場合、又は破堤につながるような大量の漏水や亀裂が発見されたとき |

- ・避難勧告対象区域を、河川管理者が指定・公表している「浸水想定区域図」を基本に、浸水深50cm以上（床上浸水が想定される深さ）の範囲を対象区域とする。

（第3部応急対策計画、4 応急避難計画、4 - 7 洪水予報河川における避難計画）

地下街等の避難確保計画にかかる修正

(主な修正)

浸水想定区域内に存在する地下街等については、地下街等の管理者は当該地下街等の利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な計画（「避難確保計画」）を作成し、これを、市に報告するとともに、公表しなければならない旨、記述。

（第2部災害予防計画、第1 水害予防計画、2 市街地の浸水予防対策、2 - 2 地下空間の浸水予防対策）

津波に関する避難計画等にかかる修正

(主な修正)

津波避難の基本方針を記述。

浸水想定区域内に住む人は、浸水想定区域外の広域避難場所、一時避難所等のオープンスペースへ避難する。
 浸水想定区域外への避難が困難な場合（高齢者や要介護者など移動が困難な場合）や時間的に余裕が無い場合は、収容避難所の浸水しない階か、付近の丈夫な建物の浸水しない階に避難する。

津波に関する避難勧告対象区域

- ・津波による避難の勧告又は指示の対象となる地区について、津波シミュレーションの浸水予測図を基本として、あらかじめ対象地区を定める。（災害の状況により、避難勧告区域を適宜拡大）



| 区 | 避難勧告対象区域 |
|------|-----------------------------------|
| 港区 | 磯路、石田、田中、弁天、夕凧、海岸通、築港 |
| 大正区 | 三軒家西、三軒家東、千島、泉尾、北村 |
| 西淀川区 | 西島2丁目 |
| 住之江区 | 柴谷、西加賀屋、東加賀屋、中加賀屋、北加賀屋、緑木、平林北、平林南 |
| 西成区 | 北津守4丁目、津守1丁目、南津守 |

津波に関する避難場所

- ・津波に関する避難場所を、避難の基本方針に基づき掲載。
 （第4章津波からの防護及び円滑な避難の確保に関する事項）

その他の修正

災害ボランティアに関する計画の修正

(風水害等対策編、震災対策編共通)

災害応急対策計画で、ボランティアの支援センターについて明確化。

- ・市災害ボランティア活動支援センターを阿倍野防災拠点に設置する。
- ・区災害ボランティア活動支援センターを区民センター等に設置する。

（風水害等対策編、第3部災害応急対策計画、2.2 ボランティアの調整計画）

（震災対策編、第3部災害応急対策計画、2.5 ボランティアの調整計画）

災害対策本部の事務分掌において、「ボランティアの調整に関すること」を新たに「市民部」に追加。

（風水害等対策編、第3部災害応急対策計画、1.組織計画）

（震災対策編、第3部災害応急対策計画、1.組織計画）

(震災対策編)

災害予防計画で、ボランティア支援センターについて明確化されたことに伴い、ボランティアの活動拠点に関する記述を削除。
 （震災対策編、第3部災害に強い『人と組織づくり』、5 ボランティア環境の整備）